

議案第17号	一般職の職員の給与に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	新たに職員に支給する手当として単身赴任手当を、旅費として着後手当をそれぞれ設ける等に当たり、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。
【趣 旨】	<p>新たに職員に支給する手当として単身赴任手当を、旅費として着後手当をそれぞれ設ける等に当たり、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 地方自治法第204条第2項、地方公務員法第24条第6項</p> <p>【制定内容】 (1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単身赴任手当の創設（第12条の2） <ul style="list-style-type: none"> <li>《支給対象》 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</li> <li>《支給額》 月額23,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 職員等の旅費に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着後手当の創設 <ul style="list-style-type: none"> <li>《支給対象》 赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給</li> <li>《支給額》 日当定額（3,000円）の5日分及び宿泊料定額（13,500円）の5夜分に相当する額</li> </ul> </li> </ul> <p>【その他】 付則において関係する次の条例を一部改正（単身赴任手当の創設）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例</li> <li>(2) 三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例</li> </ol> <p>【施行期日】 平成25年4月1日</p>